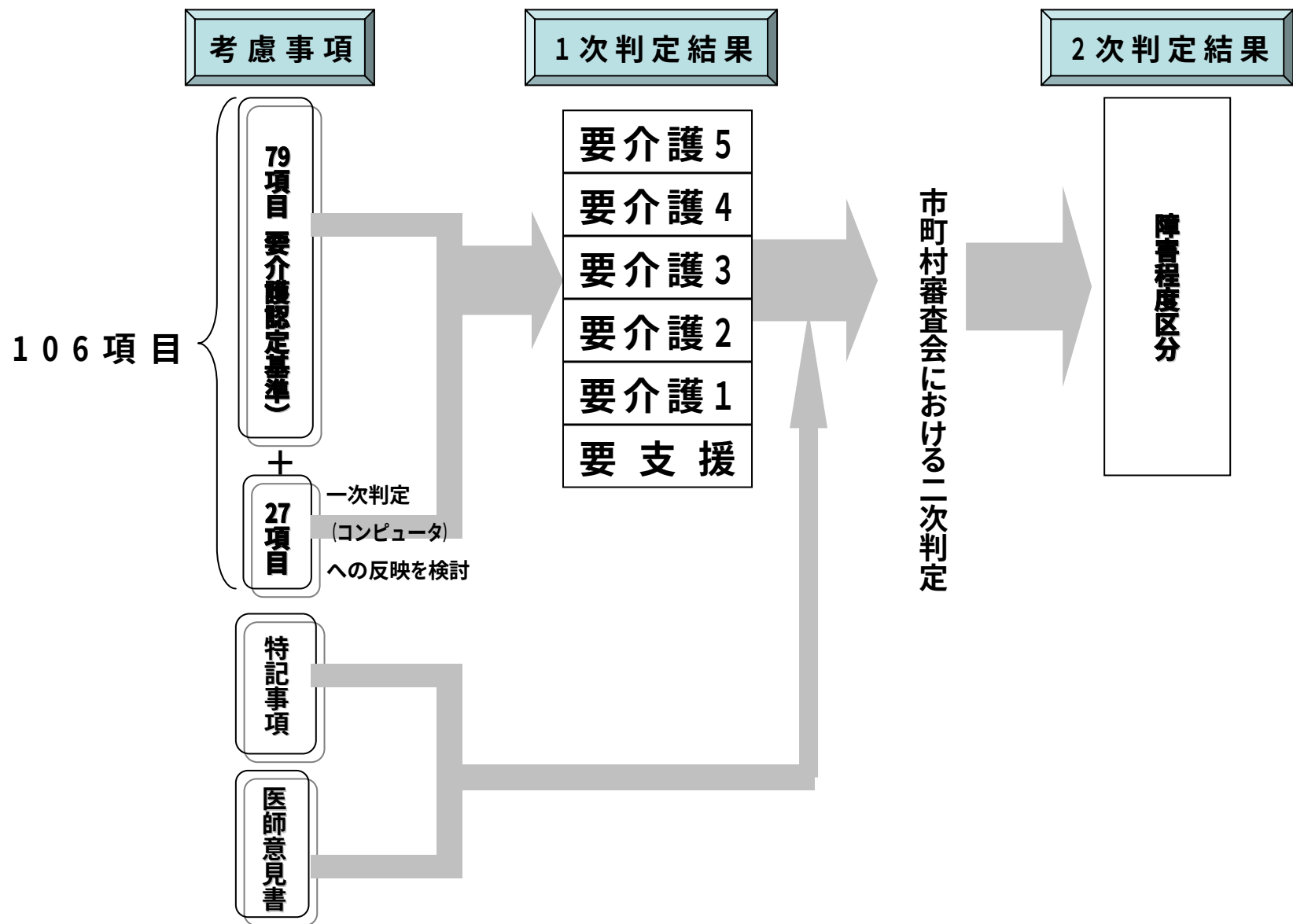


介護給付における障害程度区分のプロセス

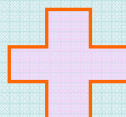


利用者負担への配慮 (福祉サービス)

原則

サービス費用の1割 (定率負担)

所得段階に応じた月額上限
(低所得者は0円、15,000円、24,600円、
一般は37,200円)



食費、光熱水費
(実費負担)

考え方

新たなサービス利用者が急速に増えている中で、**今後さらにサービス量を拡大していくための費用を、障害のある方も含め、皆で支え合う**

しかしながら...

生まれついて障害のある方など稼得機会が少なく負担能力の乏しい方への一層の配慮

これに加えて、

負担に係る配慮措置

- 月額上限は、税制や医療保険で「被扶養者」とならない限り、**障害者とその配偶者の所得**で適用。
- 障害年金以外にほとんど収入・資産のない方に特別に配慮。
 - ・ 入所施設、グループホーム利用者 → **月収6.6万円以下の方は定率負担をゼロとし、食費等の負担のみに。**
 - ・ 地域で暮らす方 (ホームヘルプ、通所利用者) → **社会福祉法人が減免することにより、月額上限を半分に。**
 - ・ これらの措置を講じても生活保護となる場合 → **生活保護にならない額にまで減額。**
- 食費、光熱水費についても、低所得者 (市町村民税非課税世帯) は軽減。

あなたの利用者負担はこうなります (福祉サービス)



施設に入所している
場合 (20歳以上)

グループホームを利用
している場合

通所サービスを使う場
合

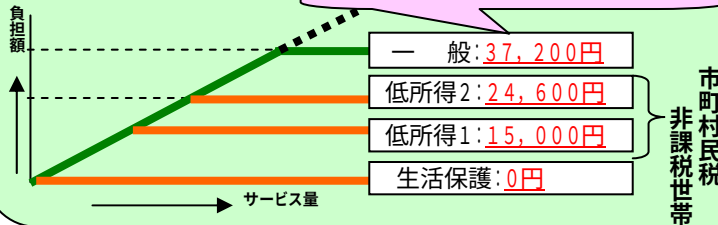
ホームヘルプサービス
を使う場合

施設に入所している
場合 (20歳未満)

サービスについての費用

① 原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、**上限額を設定**するとともに、**所得の低い方にはより低い上限**を設定します。

負担には月額上限額が設定されます



- 一般・市町村民税課税世帯
- 低所得2・市町村民税非課税世帯 (世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 低所得1・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円 (障害基礎年金2級相当額) 以下の方

☆所得を判断する「世帯」の範囲について
原則は同じ世帯に属する方の状況で判断しますが、あなたが税制と医療保険で「被扶養者」でなければ、あなたと配偶者の収入とすることもできます。

さらに

② 同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている方、介護保険のサービスを併せて受けている方については、その合算額が①を超えないように負担額を軽減します。

さらに

③ さらに、収入に応じて個別に減免します (資産が350万円以下の方)。

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円です。
- ・収入が6.6万円を超えても、**超えた収入の半分を上限額**とします。
- ・さらに、グループホーム入居の方については、6.6万円を超えた**収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額**とします。

④ さらに、社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合については、①の上限額を半額にします (資産が350万円以下の方等)。

- ・低所得1: 15,000円 → 7,500円
- ・低所得2: 24,600円 → 12,300円 (通所サービスを利用する場合 24,600円 → 7,500円)

さらに

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、**生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。**

⑥ 収入が低い場合は…
サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、**少なくとも2.5万円が手元に残るよう、実費負担額**の上限額を設定します。

※ 従前からグループホームでの食費等は自己負担していただいておりますが、通所サービスを利用された場合は、**⑦の減額措置が適用**されます。

⑦ あなたの世帯の所得が低い場合は…
食費負担額を**3分の1に減額**します (月22日利用の場合5,100円程度の負担)。

⑧ 保護者の方の収入に応じて…
地域で子どもを養育する世帯において**通常かかる程度の負担**となるよう、**実費負担額**の上限額を設定します。

食費 光熱水費

負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本とし、国民全体で制度を支えることとしますが、併せてきめ細やかな軽減措置を講じます。